

ばい煙に係る特定施設(栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第4条別表第1(1))

条例施行規則別表第1(1)の施設番号	施設の名称(規模)	適用除外施設
1	亜鉛又はアルミニウムの第2次精錬の用に供する溶解炉(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア未満であること。)	ア 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第8条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設
2	パルプ、紙製造業又は繊維工業(衣服その他繊維製品に係るもの除く。)の用に供する漂白施設(塩素又は次亜塩素酸ナトリウムを含む漂白剤を使用するものであって塩素(次亜塩素酸ナトリウムにあっては、塩素換算量)の処理能力が1時間当たり10キログラム以上であること。)	イ 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物
3	尿素樹脂、フェノール樹脂又はメラミン樹脂の製造又は加工(成形材料の成形加工を除く。)の用に供する反応施設及び熱処理施設(ホルマリンをホルムアルデヒド換算した処理能力が1時間当たり10キログラム以上であること。)	ウ ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物
4	金属製品の製造の用に供する表面処理施設及び酸洗施設(塩酸を塩素換算した処理能力が1時間当たり10キログラム以上であること。)	